

第七編 社會保險及貯蓄

第一 社會保險

農商務省の社會保險の調査

社會保險施設の要を説くの時期ではない。着手の、實行の、開始の秋は已に業に到達して居る。例之七年度中に惹起した工場職工重傷死亡及工場災害事故總數は、

農商務省工務課職工負傷死亡及
工場災害事故狀況

性別	職工負傷死亡數		工場及附屬建設 物火災損壞其他	
	負傷者	死亡者	計	汽罐 破裂計
男	一、三六	二五	一、四七	二二
女	九	二	一一	一

農商務省も漸やく社會保險施設の要を認め最近全國各工場に於ける傷害疾病患者數及各工場の設置に係る診療所、病室、醫師、看護婦其他之に關聯せる施設の各般に亘つて調査した、その結果は左の如きものである。

全國工場數二萬一千四十二工場中、診療

所及病室の設備あるもの二百三十五工場

十五錢に過ぎない。

で僅に百分の一に過ぎない、而して此等設備の比較的完備したのは、大阪府の四十五工場、兵庫縣の三十四工場で東京府の二十三工場之れに次ぐ、亦全然此等の設備を有しないのは新潟、埼玉、千葉、青森、山形、石川、鳥取、島根、宮崎、鹿児島、沖繩の十一縣である、其所屬醫師數は二百五十二人（一工場一人割）助手八十名で此診療所に於て取扱つた傷害疾病患者數は平均一ケ年男工三十二萬三千四十名、女工三十九萬四千四百八十名、合計七十一萬七千五百二十名の多きに達し即ち醫師一人一日の取扱人員約四十人で、更に其患者中三日以上治療を要した者十萬一千二十四名、三日以下の輕傷病者は、六十一萬七千二百九十六人といふ、尙前記二百卅五の診療所及病室其他設備に要する經費は一箇年六百五十六萬二千餘圓で、診察料藥價其他關係收入は百八十萬八千餘圓、差引五百萬圓は工場主が負擔である、であるから患者一人宛の治療費及醫師代は一箇年平均九圓

以上の如く調査の結果社會保險急施の要は明瞭となつた、乍然社會保險中失業保險、養老保險、廢疾保險等は種々の事情があつて容易に實施され相にも見えない。結局差當り可能なのは疾病保險であらうが之も第四十四議會には提出されさうにない。

憲政會疾病保險法案

第四十二議會に於て勞働問題に關する論議熾盛を極むるや當局は之に對して百方辯解を試み農相は「農商務省に於ては勞働課を新設して勞働問題に關して諸般の調査を爲すと同時に、勞働保險及勞働組合法の組織等漸次勞働問題に對する改善の實を擧げんとするの意圖を有し目下折角是等に關して調査の歩を進めつつあり」と答辯した。而して憲政會は疾病保險法案を提げて議會に臨み其法案は議會の解散の爲めに上程さへもされなかつたとは雖も社會保險施行の氣運は漸次濃度を加へ來

全國工場數二萬一千四十二工場中、診療

つたのである。今右原案の内容を見るに左の如し

疾病保険法案

總則 疾病保険は政府之を管掌す△疾病保険に就ては政府が被保険者の疾病療疾分娩及び死亡に關し保険給付を爲し之が代償として國家、雇主及び被保険者より保険料を徴收するものとす△保険料に關する規定は勅令を以て之を定む但保険料は基本給料の百分の六を超ゆる事を得ず

第二章 保險範圍

雇主より報償を受けて従業する左記の者は従業の時より疾病保険の被保険者たるべきもの

とす

- (一)労働者、徒弟及び小使
- (二)事務員及び技師員
- (三)公吏及び官公署雇員及び雇人
- (四)教員
- (五)日本の國籍を有する船舶の下給海員

保險給付 疾病保険の保險給付は疾病給付廢疾給付分娩給付及び死亡給付の四種とす
 保險料 疾病保険の保險料は國庫雇主及び被保險者左の割合に依つて之を負担す但第十四條の規定に依り繼續被保險者となりたる者は保險料の全額を負担す

(一)國庫 保險料の十分の二
 (二)雇主 保險料の十分の四
 (三)被保險者 保險料の十分の四
 審議機關 疾病保険に關し重要なる事項を審議せしむる爲疾病保險委員會を置く
 疾病保險委員會に關する規定は本法に定むる

もの、外勅令を以て之を定む
 疾病保險委員會は政府雇主及び被保險者並に學識經驗ある者の中より政府に於て委員を命じ之れを組織す

簡易生命保險の事業概況

大正五年十月に開始された簡易保險は驚く可き程の發達を遂げ、九年十二月末に於ける現在契約高は件數一、九九三、七五七件、保險料同一ヶ月、九二二、一五七圓、保險金額一九八、四三四、四三八圓を示すに至つた。次に重要なる統計を掲げんに

(イ) 月末事業現況

年 月 次	保險金 支拂高	件 數	月 末 現 在 高		九 年	
			保險料	保險金額	四 月	五 月
五 年 度	四、三六〇	二六二、四六九	一〇七、九九四	二四、五〇八、五六〇	一四一、四五二	一、六五五、八六一
六 年 度	一〇〇、八五五	七〇八、五五八	二六三、七四一	六〇、七九九、三九四	一四、五〇六	一、六八五、五七三
七 年 度	五五二、九五九	一、一六五、六一五	四七〇、一六八	一〇五、八四一、四三〇	九七、二七一	七三六、二七六
八 年 度	一、〇八四、〇六九	一、五九九、七二五	六九六、二七八	一五三、一六九、九五四	一、七五三、一五二	七四三、四一〇
					一、七七一、四三七	七六一、六元
					一、七五三、一五二	七八二、四六七
					一、七七一、四三七	七九六、六八九
					一、八〇八、九六七	一七三、六三三、三七
					一、九〇九、四七四	一七八、〇〇九、二六八
					一、九三三、七九五	一八八、〇七五、二五六
					一、九三三、七九五	一八三、九八一
					一、九三三、七九五	一九一、〇七九、六〇二
					一、九三三、七九五	一九八、四三四、四三八

(ロ) 收入支出及積立金表

年 次	收 入			支 出			積 立 金	
	保險料	雜收入	一般會計より繰入	保險金	還付金	事業費	責任準備金	剩餘金
五 年 度	四三三、九三四	二九三	六九、五六六	二、七九二	六三	一九三、八四三	一九六、六九七	二九六、〇九六
六 年 度	一、〇八四、〇六九	一、五九九、七二五	六九六、二七八	一、九三三、七九五	一、九三三、七九五	一、九三三、七九五	一九一、〇七九、六〇二	一九八、四三四、四三八
七 年 度	五五二、九五九	一、一六五、六一五	四七〇、一六八	一、〇五、八四一、四三〇	一、〇五、八四一、四三〇	一、〇五、八四一、四三〇	一、〇五、八四一、四三〇	一、〇五、八四一、四三〇
八 年 度	一、〇八四、〇六九	一、五九九、七二五	六九六、二七八	一、九三三、七九五	一、九三三、七九五	一、九三三、七九五	一九一、〇七九、六〇二	一九八、四三四、四三八
合 計	四三三、九三四	二九三	六九、五六六	二、七九二	六三	一九三、八四三	一九六、六九七	二九六、〇九六

年 度	六 年 度	七 年 度	八 年 度	九年自四月至九月	合 計
当該年度編入額	二、〇四四、五〇八	四、二二七、五四九	七、〇二〇、〇八八	四、〇三〇、五七〇	一七、七六五、六六九
總 額	五、五九三	一五、八四九	九七、四四二	一八三、〇九四	三〇二、二七一
貸付済額	—	—	—	—	—
合 計	二、〇六六、一〇二	四、二二七、五九八	七、〇二〇、〇八八	四、〇三〇、五七〇	一七、七六五、六六九
六 年 度	八三、三三六	五二四、三三三	一、〇三二、一三〇	五三〇、三九一	二、一六〇、八五〇
七 年 度	四、三二六	二二、九八三	五、六五七	二四、六一五	一〇五、五四四
八 年 度	五四九、八二九	一、〇七二、三九三	一、七三三、六七五	五四四、九三九	四、〇九二、六七九
九年自四月至九月	六三六、四六一	一、六〇九、五〇八	三、八一五、四六二	一、〇九九、九四五	六、三三八、〇七三
合 計	一、一四七、二五二	二、三〇一、三三二	三、六八六、五五三	—	七、四三三、三三二
六 年 度	二七六、六八九	三四三、五六九	六二五、五二六	—	—

(八) 積立金増加豫定表

第二 職工貯蓄

概 説

年 次	五 年 度 (實數)	六 年 度 (同)	七 年 度 (同)	八 年 度 (同)	九 年 度 (概算)	十 年 度
當該年度編入額	二九六、〇九五	一、四二三、六四〇	二、六四三、八九〇	四、三〇二、〇六八	五、〇七二、二五八	五、九三〇、二七八
總 額	二九六、〇九五	一、七一九、七三五	四、三六三、六二六	八、六六五、六九五	一三、七三七、九五二	一九、六六八、二三一

(三) 積立金貸付事業別調査

事業種別	八年度貸付額		九年度貸付額		累 計
	豫定額	貸付済額	合 計	合 計	
住 宅	二、〇四五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二、一五五、〇〇〇	四、四一五、〇〇〇	—
小 賣 市 場	一、〇〇〇、一〇〇	—	—	一、〇〇〇、一〇〇	—
職業紹介所	—	—	—	—	—
公設質屋	—	—	—	—	—
公設託兒所	—	—	—	—	—
小 學 校	—	—	—	—	—
計	三、〇五五、一〇〇	一〇〇、〇〇〇	三、一五五、一〇〇	六、三一〇、二〇〇	—

職工の貯蓄は従來職工の足留策として之を爲す工場が多かつたが、工場法施行後には貸銀の貯蓄金を没收して職工の移轉防止に供する事を禁じられたのと一つには貯蓄金管理の手續を踏むの煩なるが爲めに一時減少を來した。然るに時局の影響に由る職工収入の増加、失業に對する危惧の念、工場主、工場監督官吏其他の貯蓄奨勵等は相俟つて職工貯蓄の傾向を助長するに至つた。

(一) 貯蓄の方法

貯蓄方法に三種ある。

- (イ) 一定額の貯蓄を強制するもの
- (ロ) 貯蓄を強制するも額を任意とするもの
- (ハ) 全然任意とするもの

右の中最も多きは強制貯蓄の制を採るものである。

(二) 貯蓄奨励の方法

二種の方法が行はれて居る。

- (イ) 貯蓄に關する講話をなし
- (ロ) 補助金を與ふる方法は是れである

乍然補助金給與の方法及補助額は區々であつて

- (イ) 貯蓄金額に應じて一定割合の補助金を與ふるもの
 - (ロ) 貯蓄金或金額に達すれば一定の額を給與するもの
 - (ハ) (ロ)の場合に給與に代へて利率を高くするもの
 - (ニ) 單に貯蓄を爲す者に若干の奨励金を與ふるもの
 - (ホ) 一定期間に一定金額以上の貯蓄を爲したる者に抽籤に依りて數等に分ちて賞與金を與ふるもの
- 等がある。

(三) 貯蓄金拂戻の方法

拂戻に就ては工場法施行規則第二十條列記の場合に於て権利者の請求に依り直に拂戻を爲す旨を規定して之に従ふ者が

多い。右の法定以外の場合に於て拂戻を受

くるには一定の條件には割合に依る事を要すと規定して居るものも尠くない。而して此等の總てに通じて解雇に依る貯蓄拂戻の場合は甚だ少く病氣其他の場合に於ける入費には送金に依るものが多い。

(四) 貯蓄金管理の方法

- (イ) 郵便貯金
 - (ロ) 銀行貯金
 - (ハ) 信用組合貯金
 - (ニ) 工場貯金
- の四種がある。信用組合貯金と爲すものは頗る稀有で他の三者中にも銀行貯金は比較的尠く郵便貯金と工場貯金とは其數相半して居る。

郵便貯金、銀行貯金及信用組合貯金を工場主が管理する場合に於ては(イ)通帳又は印鑑の何れかを保管するもの(ロ)兩者を共に保管するもの(ハ)或は單に預入及引出の際工場主の承認加印を必要とするものがある。又工場貯金に於ては(イ)職工に貯金の通帳を渡すものと(ロ)是を渡さずして預金台帳に記入して置くものと

がある。

工場貯蓄狀況一斑

(農商務省調査)

大正八年に於て工場法適用工場中工場法施行令第二十四條及第二十五條に依つて職工の貯蓄管理をして居る工場に就て概観するに次の如くである。

(イ) 適用工場總數 貯蓄管理工場數 割合%

七九、〇四七 一、七四二 八強

(ロ) 貯蓄職 貯蓄工場 右割 適用工場 貯蓄職工との比%

二四三、九三三 四四六、三〇九 四強 一、二〇三六 二強

(ハ) 貯蓄總額

六、六三三、八九圓 貯蓄工場 貯蓄職工一人當平均 三、七五圓 二六圓

(ニ) 管理種別

特 別	工場數	貯蓄職數	貯金高	一人平均	工場平均
郵便貯金	六九	六、九七九	七三、二八〇	一、一五二	一、八五
銀行預金	三三	四三、六三四	五八、四四五	一、〇六九	一、三〇二
工場預金	五二	二七六、三三零	五、三三三	一〇六、九	五、四六六

郵便貯金

明治八年に創始された本邦郵便貯金制度は年と共に著進し、四十一年六月には一

億圓に達した。而して最近三ヶ年間に於ける發達は更に目覺ましく、大正六年八月に至る創始以來四十年間に於ける増加總額三億六千九百萬圓に對して、其後僅々三ヶ年間に於ける増加額は四億四千五百萬圓を示して居るのである。最近數ヶ年間に於ける本制度發達の主因は（一）各種の方法に由る獎勵策の與つて力ある事（二）其結果國民の一般貯蓄思想が涵養され普及して來た事（三）戰爭に伴ふ財界の好況に依つて國民の富力が増進した事、に在るらしい。本年に入つては二月に於て二百餘萬圓の減少を示した外、恐慌時に當つては五月三千萬圓、六月三千八百萬圓と言ふ法外なる増加を致して居る。如斯きは未曾有の現象であつて、大正七年八月の米騒動の時に一時激増を示した事と相俟つて郵便貯金は貯蓄心に或種の刺戟が加へられ其緊張を促し思想上に一時の憂慮を惹起せしむる秋に躍進的進歩をするものである事を教へて居る様に思はれる。

左に郵便貯金の發達、現狀等に關する數

字的説明を掲げる。

郵便貯金に關する統計

（社會政策時報第五號島崎一郎氏調査による）

（イ）每一億圓増加狀態

貯金額	上段金額に達せし時期	之に要せし年數	當時預入一人當貯金額額
一億圓	明治二年六月	卅三ヶ年	一二、二五九
二億圓	大正三年七月十三日	六年一月	一五、四二五
三億圓	六年一月十二日	二年六月	二〇、一〇九
四億圓	六年十月九日	九ヶ月	二四、三〇四
五億圓	七年八月四日	十ヶ月	二七、一一三
六億圓	八年六月廿一日	十ヶ月	二九、二〇九

（ハ）最近四ヶ年間貯金靜態的及動態的概況

七億圓 九年一月十三日 七ヶ月 三一、七八〇
八億圓 九年七月九日 六ヶ月 三四、五〇三

（ロ）預入人員

明治八年創業初年末には一、八〇〇人であつたが二十五年には九四〇、〇〇〇人廿六年一、〇〇〇、〇〇〇人三十二年には二、〇〇〇、〇〇〇人四十二年には一千萬人以上に及び大正七年には二千萬人に進み爾後今日迄で殆んど同一の増加率を以て進んで來て居る。大正九年七月二十三日には實に二千三百二十九萬千五百五十人を示した。更に九年十二月十日現在に由れば二千三百六十七萬七百九十六名に達した。

現在高	人		平均一口預金額	口數
	金額	員		
一人當預金額	額	員	金額	數
六年八月四日	一五、九八三、〇〇九	人	四、四三八、〇四〇	口
七年八月四日	一八、四七三、七四八	人	四、一〇三、三二五	口
八年八月四日	二〇、八三六、七六四	人	六、二九三、三六二	口
九年八月四日	三三、三三六、七五〇	人	六、二九三、三六二	口
六年七月中	三六、九三三、九三四	人	四、一〇三、三二五	口
七年七月中	四九、八〇三、八〇七	人	六、二九三、三六二	口
八年七月中	六二、九〇三、二四一	人	六、二九三、三六二	口
九年七月中	八四、五二九、五八九	人	七、四三三、六三三	口
拂	平均一口金額	口數	平均一口預金額	口數
辰	金額	數	金額	數
平均一口金額	一八、九二六	口	七、七三〇	口
	二〇、〇六三、六四三	口	一、〇〇〇、六二七	口
	三三、〇九四、四二四	口	一、二七〇、三三三	口
	二六、九七七	口	三、三九四、四二四	口
	三三、五七七	口	四、三三三、九七五	口
	三三、八六四	口	一、五二八、六五五	口
		口	四、八五三、八九八	口
		口	三、八六四	口

(三) 大正七年度一人當貯金高

一人平均貯金額二十八圓三十錢、府縣別に觀るに東京四十六圓六十錢最高にして神奈川四十五圓五十錢、愛知四十四圓十錢次に徳島、福井、大阪、埼玉、山口、香川、京都、北海道、廣島、福岡、熊本、千葉、奈良、三重等に之に亞き最少沖繩の八圓五十錢を示す。

(ホ) 同年人口對貯金額人員

内地各府縣の現住人口百人當貯金額人員は平均三十一人である。最高滋賀五七、奈良五〇、島根四八、京都四七、東京四七、福井四六、最低沖繩七人。

(ハ) 同年預人員及金額職業別

農	七、〇六二、三九八
學 校 生 徒	四、二六三、五一八
商 業	一、九八九、二〇二
職工及一般使用人	一、五一八、三三八
官 吏 軍 人	一、四九一、七三九
工 業	九三〇、一九三
雜 業	八六一、二六五
未 詳	七九七、三八九
無 職	五九〇、二四一
漁業及船夫	三一九、五六一
社寺其他團體	二六四、八八一
右百分比	
職業種別	百分率
農	三五
學 校 生 徒	二一

(ト) 同年貯金額を職業別に分てば

商	一六六、九二萬圓	一〇
職工及一般使用人	九一、一七萬圓	八
官 吏 軍 人	六七、九七萬圓	七
商 業	四七、九七萬圓	五
雜 業	四五、五三萬圓	四
學 校 生 徒	四七、四七萬圓	四
職工及一般使用人	三七、二一萬圓	三
社寺其他團體	三三、二七萬圓	二
職 業 未 詳	三三、二二萬圓	二
工 業	二七、七一萬圓	一
無 職	一〇、九九萬圓	一
漁業及船夫		
右百分比		
職業種別	百分率	
商	一五	
官 吏 軍 人	一一	
農	二七	
學 校 生 徒	八	
職工及一般使用人	七	

(チ) 郵便貯金及銀行貯蓄預金の各人員及金額比較

社寺其他團體	一〇	明治四十二年	九、八二五、〇八五	七、七八三、六九九
職 業 未 詳	八	明治四十三年	二、〇二七、五八八	七、五〇七、二四九
工 業	七	明治四十四年	二、六八七、〇四七	八、〇七一、〇八九
無 職	四	大正元年	二、三三七、一〇四	八、六三九、二九六
漁業及船夫	四	大正二年	二、七八〇、五五一	九、六八八、九五八
	五	大正三年	二、三〇九、九二七	一〇、一六二、八一四
	四	大正四年	二、三、七六三、九四八	一〇、五九四、九七三
	三	大正五年	一四、九〇八、三六三	一〇、五九四、九七三
	二	大正六年	一六、九五二、七七八	一一、三六九、九四七
	一	大正七年	一九、三五五、三八八	一二、一九九、九六〇
年 次		(二) 金額		
年 次		郵便貯金	銀行貯金	
明治四十二年	一三三、三七九、四三三	一三五、六四〇、六〇〇		
明治四十三年	一六一、〇三六、八二五	一四七、〇四一、一七九		
明治四十四年	一八三、五三三、七六一	一六三、五七〇、三〇五		
大正元年	一九七、二九三、七五六	一六六、四三三、四六四		
大正二年	一九五、六七三、七三三	一六六、五三三、四八六		
大正三年	一九五、八九六、六三八	一六五、六四一、八〇八		
大正四年	二二一、八四一、五七七	一九一、〇六六、九三三		
大正五年	二九八、五六五、五二二	二五三、六〇七、七三二		

大正六年	四六、九四七、四七五	三三、〇〇〇、六三三
大正七年	五三、六二八、三七八	四三、〇五五、二九二

十一月	三三、五八三、三三三	八三、四七九、四七九	一〇九、四三三、一三三
十二月	三三、六五三、六九四	八二、八二八、三九九	一〇七、七一一、〇一一

(三) 一人當預金額

年次	郵便貯金	銀行貯金
----	------	------

明治四十二年	一二・五七〇	一七・四二六
明治四十三年	一四・六一五	一九・五八七
明治四十四年	一五・七〇二	二〇・二六六
大正元年	一五・九六六	一九・二六五
大正二年	一五・三一〇	一八・二七四
大正三年	一五・一七四	一七・〇九六
大正四年	一六・一一八	一八・九九七
大正五年	二〇・〇二七	二三・九三七
大正六年	二四・五九六	二九・三七六
大正七年	二九・一一三	三五・七三一

(リ) 大正九年中郵便貯金月末

現在高表

月	預入人員	預入金額	預入人員預入金員指數額指數
八年十二月	二、九七五、五九八	六八、九二五、九二〇	一〇〇、〇〇〇
九年一月	二、三〇三、六二四	七〇、七七七、七二四	一〇二、一〇三、六
二月	二、四〇六、六一七	七〇、六八七、四三二	一〇三、〇〇一、六
三月	二、六三三、八五一	七〇、九九九、〇九九	一〇三、〇〇三、七
四月	二、七四二、五三三	七〇、八三六、四四二	一〇三、一〇四、四
五月	二、八〇一、七八八	七〇、八七五、三九〇	一〇四、一〇八、七
六月	二、九三三、五三二	七〇、九二七、〇〇三	一〇五、一〇四、三
七月	三、一四一、一七七	八一、三四一、八五六	一〇六、一〇八、〇
八月	三、四二五、五八八	八二、六四九、八二一	一〇六、六二八、七
九月	三、五二一、六五九	八三、三三四、一三六	一〇七、〇二九、七

(ヌ) 大蔵省預金部現況

(十二月末日、單位百萬圓)

資金の部		前月に比し増△減
郵便貯金	八二八・〇	
振替貯金	四〇〇・〇	二・〇
貯蓄債券買却預金	一四・〇	
其他預金	一五二・〇	△四一・〇
保管供託金	二〇・〇	
預金部積立金等	一二・〇	五・〇
計	一、一七四・〇	△三四・〇
運用の部		
國債證券	一三〇・〇	三二・〇
地方債證券	五二・〇	
勸業債券	一〇二・〇	
興業債券	一五四・〇	一〇・〇
其他債券	三九・〇	三・〇
支那政府債券	三二・〇	
英國大蔵省證券	一七六・〇	△七・〇
英國々庫債券	一九・〇	
佛國大蔵省證券	三九・〇	△一二・〇
米國大蔵省證券	一〇八・〇	八・〇
帝國鐵道會計等貸付金	一九三・〇	四・〇
在外預金	五六・〇	一三・〇
内地預金	四八・〇	△九一・〇
現金	二六・〇	六・〇
計	一、一七四・〇	△三四・〇

郵便貯金統計に於ける労働者貯金の地位

大正七年四月に始まり八年三月に終る大正七年度に於ては郵便貯金現在人員二十八萬八千七百十三人中諸業者被雇職工及一般の使用人員は百五十一萬八千三百三十八人にして職業別百分比に於ては八であるから、之を農業三五に比するに著しい差違である。次に貯金額に於ては六億五百四十八萬七百八十三圓中諸業者被雇職工一般使用人の分四千三百四十七萬圓であり職業種百分比に於ては七を示し、農業二七に對して之亦顯著なる貧弱さを現して居る。而して諸業者被雇職工及一般の使用人とは農商工官吏軍人又は雜業者(農工業以外の生業を営む者主として自由職業者)に雇役される者を總稱するから先づ大體に於て狹義の労働者と見ていふ。此假定に由るに労働者一人の郵便貯金高は二十八圓六十三錢にして農業者一人の分は二十三圓六十三錢五厘に當る。而して労働者一人當貯金額は預金者一人當貯金額平均二

十八圓三十錢に超過して居る譯である。

各地資料

(イ) 鐵道從業員規約貯金

鐵道省にては一般從業員に恒産を造らしめ生活状態を安定たらしめんが爲め貯金を奨勵し當初は毎月給料二十五圓以下は百分の一以上其他累進率を以て規約貯金を爲さしめしを七年四月臨時手當の増額を機として一般に百分の五に改めしも同年八月に至り米價暴騰したる爲め當分之れを斟酌する事としたるが昨年未頃臨時手當増額と共に給料月額五十圓未満百分の一以上五十圓以上百分の一以上五十圓以上百分の三の標準を以て貯金を爲さしむる事とせる結果大正八年十二月十四萬四千六十五人に對する貯金は六百九十四萬七百廿圓九十三錢八厘の多きに達し平均四十八圓十七錢八厘に至れるが最も多きは名古屋最も少きは北海道にして各局別によれば左の如し

局別	貯金高	人員一人當
東京	二、四九、六八〇	三、四、八三二
名古屋	一、二八、七七六	二、一、四四五
神戸	一、三三、七〇七	二、五、四〇五
門司	一、三三、九五五	二、三、七六二
仙台	七、六、〇〇〇	一、七、三〇四
札幌	五、三〇、一五五	一、七、五八五
本局及建設事務所	二、三、一三一	五、〇五〇
計	六、九四、〇七〇	一、四、〇、〇〇〇

社會保險及貯蓄

(ロ) 愛媛縣内適中工場ニ於ケル職工貯金調 (愛媛縣工場課調)

年別	適用工場數	適用工場職工數	貯金工場數	貯金職工數	職工貯金額
大正六年	三、五〇	三、五、三三九	六	一、六六	六、三三、三三三
大正七年	三、六	三、五、五六八	三	九、〇四	七、八三、七五四
大正八年	四、九	二、九、三九一	八	一、四、八三九	二、〇六、六六九、八八一

(ハ) 福岡地方各工場職工貯金調

工場名	貯金人員	總金額	一人最高貯金額
鐘紡博多支店	七九二	三、五、四四	二、七、七九
松居織工場	八三	二、一、二四	一、二、八六
齋藤製作所	五〇	一、一、〇七	七
日東製米會社	二六	七、七	二、四
中西織工場	二〇	九、一	二、〇
岡鐵工場	一〇	一、〇三	三、〇

(ニ) 和歌山縣下職工貯蓄

和歌山縣下に於て工場法の適用を受けつゝある各種工場五十八箇所職工の最近貯金調べ左の如し

職工數	貯金人員	貯金總額	一人平均
一三、二四四人	五、四六八人	一七九、六一九圓	三二圓一〇六

貯金率は収入の一割を最高とする由